

大防法改正 VOC 施設の排出基準など規定 環境省



平成17年6月7日開催の閣議で、「大気汚染防止法施行令」の改正内容が閣議決定される見込みとなり、また、あわせて「大気汚染防止法施行規則」の改正と「揮発性有機化合物(VOC)濃度の測定法」に関する環境省告示が制定されることになりました。

VOCについては、16年5月に公布された大気汚染防止法の改正内容の中で、規制と事業者の自主的取組みを組合せて排出抑制を行うとの方針が初めて盛り込まれ、排出量が多い施設を規制対象とし、都道府県知事への届出義務・排出基準遵守義務を課すとしています。

今回閣議決定される施行令は、VOC排出施設を設置している事業者に対する報告徴収と立入検査の内容を定めるとともに、VOC排出規制に関して指定都市の長と中核市の長が行う事務処理の範囲を定めました。

また「大気汚染防止法施行規則」では、VOC施設のタイプごとの排出基準、VOC排出施設に関する都道府県知事への届出事項を定めたほか、「揮発性有機化合物濃度の測定法」に関する環境省告示では、VOC試料採取装置、分析計、測定手順に関する規定を整備しました。

この施行令、施行規則、告示の公布はいずれも17年6月10日、施行は18年4月1日の予定です。

VOC測定、排出抑制対策等について当社では専門の担当がお問い合わせに対応させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

資料:2005年6月6日付 EICネット

総務箇所 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

